

Q1	貸与型の奨学金は対象になりますか	A1	貸与型の奨学金は、本給付金申請の対象外です
Q2	「第一種奨学金」「第二種奨学金」を受給していますが、対象になりますか	A2	「第一種奨学金」は貸与型奨学金（無利子）、「第二種奨学金」は貸与型奨学金（利子付）のことであり、給付型奨学金ではないため、本給付金申請の対象外です。 なお、給付型奨学金とあわせて貸与型奨学金を受給している場合は、対象となります。
Q3	返還型の奨学金を受給しているが対象になりますか	A3	貸与型の奨学金であるため、本給付金申請の対象外です
Q4	大学院生は対象になりますか	A4	「休業支援金・給付金」を受給していれば対象となります (大学院生は、給付型奨学金の対象外であるため)
Q5	外国人は対象になりますか	A5	学校教育法に定められた大学等で修学しており、「休業支援金・給付金」を受給していれば対象となります
Q6	申請から給付まで期間はどれくらいかかりますか	A6	約1か月を予定しています
Q7	「休業支援金・給付金」とは何ですか	A7	厚生労働省が実施する「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」のことです
Q8	「休業支援金・給付金」の申請はどうしたらいいですか	A8	オンライン申請と郵送申請があります。 詳しくは厚生労働省のホームページで確認してください
Q9	いつの分の「休業支援金・給付金」が対象になりますか	A9	今年度、新型コロナウイルス感染症による影響を受けて休業した期間（令和3年4月～令和3年11月）について受給した「休業支援金・給付金」が対象となります。 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金支給決定通知書」に、休業した対象月（令和3年〇月分）の記載がありますので確認してください
Q10	給付金は収入に認定されますか	A10	収入に認定されます